

セーフティ通信

H30. 4 . 1
(公社)北海道トラック協会
TEL (011) 511-9784
FAX (011) 521-5810

ホームページ http://www.hta.or.jp/

平成 30 年度 「全国安全週間」

平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 7 日まで

準備期間: 平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで

厚生労働事務次官より、平成 30 年 3 月 20 日付、厚生労働省発基安 0320 第 2 号で全日本トラック協会会長あてに「平成 30 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について」と題する通達が発出され、これを受け、全日本トラック協会会長から平成 30 年 3 月 28 日付、全ト協発第 658 号(環)で同様の通達が当協会会長あてに通知されました。

「全国安全週間」は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため同省が主唱しているもので、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることを目的としております。各事業者にありましては、是非、以下の主唱者・協賛者・協力者の実施事項に関し参加・協力方宜しく願います。

～平成 30 年度全国安全週間実施要綱から関係分抜粋、当協会の HP 参照～

1 期間

平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

2 スローガン

「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」

3 主唱者・協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

適正な運転等を阻害する、
「あ・い・う・え・お」の撲滅！！

あ～あせり、あわてる
い～いかり、イライラ
う～うっかり
え～エゴ
お～おごり

4 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (1) 荷台等からの墜落・転落防止対策、ヘルメットの着用の実施。
- (2) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施。
- (3) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施。
- (4) トラックの逸走防止措置の実施。
- (5) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施。

5 業種横断的な労働災害防止対策

(1) 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

- 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消。
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置。
- 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施。

(2) 交通労働災害防止対策

- 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施。
- 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施。
- 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発。
- 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施。